

国立大学法人茨城大学育児休業等規程

〔平成16年 4月 1日〕
規程第 17 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人茨城大学就業規則（平成16年規則第8号）第47条第2項の規定に基づき、国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）に勤務する教職員の育児休業及び育児部分休業（以下「育児休業等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(法令との関係)

第2条 育児休業等に関しては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）等の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 育児休業

(育児休業)

第3条 育児のために休業することを希望する教職員であって、3歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程の定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、育児休業をしたことがある教職員は、次の各号に掲げる場合を除き、当該育児休業を開始した日に養育していた子について育児休業をすることができない。

- (1) 第9条第1項第2号又は第4号に該当して育児休業が終了した後、当該産前産後の特別休暇又は育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により教職員と別居することとなったとき。
- (2) 第9条第1項第3号に該当して育児休業が終了した後、当該休職又は停職が終了したとき。
- (3) 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により学長に申し出た教職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。以下、同じ。）が3月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したとき（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。
- (4) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じるとき。

(適用除外者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員は、育児休業を

することができない。

- (1) 期間を定めて雇用される者
- (2) 労使協定の定めるところにより、育児休業の対象者から除外することとされた者
(育児休業の申出)

第5条 育児休業を希望する教職員は、育児休業を開始しようとする日（以下「休業開始予定日」という。）の1月前までに、育児休業申出書を学長へ提出しなければならない。

- 2 学長は、育児休業申出書を提出する教職員に対し、必要と認める証明書等の提出を求めることができる。
- 3 学長は、育児休業申出書を提出した教職員（以下「申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

（育児休業の申出の撤回等）

第6条 申出者は、休業開始予定日の前日までに育児休業撤回届を学長へ提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

- 2 育児休業の申出を撤回した教職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該子について再度育児休業を申し出ることができる。

- (1) 配偶者が死亡したとき。
- (2) 配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。
- (3) 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業申出に係る子と同居しないことになったとき。

- 3 休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合は、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、速やかにその旨を学長へ申し出なければならない。

（育児休業の期間等）

第7条 育児休業の期間は、子が3歳に達する日までを限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、教職員が休業開始予定日の1月前までに育児休業申出書を提出しなかったときは、育児介護休業法第6条第3項の規定に基づき、休業開始予定日の指定を行うことができる。

- 3 申出者は、次の各号のいずれかに該当するときは、休業開始予定日の1週間前までに育児休業期間変更申出書を学長へ提出することにより、1回に限り休業開始予定日を繰り上げることができる。

- (1) 出産予定日前に子を出産したとき。
- (2) 配偶者が死亡したとき。
- (3) 負傷又は疾病により、配偶者が当該子を養育できなくなったとき。
- (4) 配偶者が当該子と同居しなくなったとき。
- (5) その他学長が認めたとき。

- 4 申出者は、育児休業を終了しようとする日（以下「休業終了予定日」という。）の 1 月前までに育児休業期間変更申出書を学長へ提出することにより、1 回に限り休業終了予定日を繰り下げることができる。ただし、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他育児休業終了予定日を繰り下げたときに予測することが困難な事実が生じたことにより、当該育児休業に係わる子について休業終了予定日を再度繰り下げなければその養育に著しい支障が生じる場合は、この限りでない。

（育児休業期間中の身分等）

第 8 条 教職員は、育児休業期間中も教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 育児休業期間中の教職員は、賃金の支給を受けない。

（育児休業の終了）

第 9 条 育児休業は、次の各号のいずれかに該当するときは、終了する。

- (1) 子が死亡したとき、教職員が育児休業に係る子を養育しなくなったときその他育児休業をする必要がなくなったとき。
- (2) 教職員が産前産後の特別休暇を取得したとき。
- (3) 教職員が休職又は停職の処分を受けたとき。
- (4) 育児休業期間中の教職員が当該育児休業に係わる子以外の子に係わる育児休業を開始したとき。

- 2 申出者は、前項第 1 号に規定する事由が生じたときは、速やかに学長へ届け出なければならない

（育児休業終了後の賃金）

第 10 条 育児休業をした教職員が業務に復帰したときは、その業務に復帰した日又はその日から 1 年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその業務に復帰するに至った日の翌日以後の最初の昇給に係わる昇給期間を短縮することができる。

- 2 前項の規定により俸給月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係わる昇給期間を短縮することができる。

（育児休業終了後の勤務）

第 11 条 育児休業終了後の勤務は、原則として休業直前の職務とする。

（不利益取扱の禁止）

第 12 条 教職員は、育児休業を理由としていかなる不利益も受けない。

第 3 章 育児部分休業

（育児部分休業）

第 13 条 育児のために 1 日の勤務時間の一部について勤務しないことを希望する教職員であって、3 歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程の定めるところにより育児部分休業をすることができる。

（適用除外者）

第14条 育児部分休業の適用除外者については、第4条の規定を準用する。

(1日の育児部分休業時間)

第15条 育児部分休業は、所定勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(育児のための特別休暇を取得した者については、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間)を超えない範囲で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間とする。

2 育児部分休業は、30分を単位として取り扱う。

(育児部分休業の申出)

第16条 育児部分休業の申出の手続については、第5条を準用する。

(育児部分休業の申出の撤回等)

第17条 育児部分休業の請求の撤回等については、第6条を準用する。

(育児部分休業の期間等)

第18条 育児部分休業の期間等については、第7条を準用する。

(育児部分休業期間中の賃金)

第19条 育児部分休業中の賃金は、その勤務しない1時間につき、別に定める「国立大学法人茨城大学教職員給与規程」第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減じる。

(育児部分休業の終了)

第20条 育児部分休業の終了については、第9条の規定を準用する。

(不利益取扱の禁止)

第19条 育児部分休業の不利益取扱の禁止については、第12条の規定を準用する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日において、「人事院規則19-0(職員の育児休業等)」の規定による認定を受けている者で、引き続き大学成立の日に教職員となった場合は、育児休業等の認定があったものとみなす。

附 則

この規程は、平成16年6月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年8月4日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。